

(37) 商工観光スタートアップ事業補助金【新規】	
【担当部署】 企画課商工観光係 【電話番号】 0167-44-2133	【窓口の場所】 役場庁舎 1階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00003614.html	
【補助金の内容】 ・北海道なかふらの観光案内所「駅前 BASE33」を核とした市街中心部の活性化と地域経済の発展に寄与することを目的に、町内で成長・発展・持続化を目指す事業者等の設備投資やチャレンジをバックアップするために、町内事業者や、将来的に中富良野町内での起業を目指す事業者等に対するスタートアップ支援を行う (補助対象経費) 【A】 駅前 BASE33 において出店（テナント出店・キッチンカー等屋外出店）する事業者等が行う『設備投資【「補助対象区分」1、2】』、又は『新規開業時の広報に要する経費【「補助対象区分」3】』 【B】 駅前 BASE33 を含むエリアにおいて自主的なイベントを開催する際に必要な主催者の『物品購入又はリース費用【「補助対象区分」1、2】』、又は『イベント運営に要する経費【「補助対象区分」3、4、5】』	
【補助対象者】 (1) 町内に在住又は事業所を有する一般社団法人なかふらの観光協会の正会員である個人又は3人以上で構成される団体であること (2) 政治、宗教等を目的とする団体、暴力団、暴力団員が含まれる者、暴力団員と密接な関係を有する者、町の施策補助金を受けている団体、町税等を滞納している者は応募ができない (3) 応募できる者が事業を実施する不動産を賃貸借等している場合は、不動産の所有者と連名で応募するものとする	
【補助金額】 補助金限度額：1件 50万円（補助率 1/2）	
【実施期間】 令和8年度から令和10年度（3年ごとの時限措置）	
【申請に必要なもの】 ・様式1「商工観光スタートアップ支援事業補助金交付申請書」 ・様式2「事業・活動・効果計画書」 ・様式3「団体の概要調書」（※団体の場合） ・様式7「一般社団法人なかふらの観光協会加入確約書」（※未加入の場合） ・必要に応じて、以下の書類も添付すること 図や写真等を用いた企画提案書、前年度の決算資料、規約（※法人のみ）、社員名簿（※法人のみ）、家族構成及び経営計画書（※個人のみ）	
【交付までの流れ】 ①交付申請⇒ ②申請書類の審査及び審査会⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告書の提出⇒ ⑤指定口座へ振込	

【備考】